

防衛医科大学校病院規則第3号

防衛医科大学校病院部長会規則を次のように定める。

昭和54年11月7日

防衛医科大学校病院長 細野清士

防衛医科大学校病院部長会規則

改正 平成18年3月31日規則第3号
平成24年4月6日規則第3号
平成29年3月30日規則第1号
平成31年2月27日規則第2号
令和5年6月29日規則第2号

(設置)

第1条 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）の管理運営に関し主要事項を審議し、もって病院の適正な運営を図るため、防衛医科大学校病院長（以下「病院長」という。）の諮問機関として、防衛医科大学校病院部長会（以下「病院部長会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 病院部長会は、病院長、副院長、事務部長、各診療科の長、中央診療施設として置かれる部及び室の長並びに部門長をもって構成する。

2 病院長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者を加えることができる。

(審議事項)

第3条 病院部長会は、次の事項を審議する。

- (1) 病院の診療に関すること。
- (2) 病院の管理に関すること。
- (3) 病院の運営に関すること。
- (4) その他病院長が必要と認める事項

(召集及び議長)

第4条 病院長は、病院部長会を招集し、その議長となる。

2 副院長（管理・運営担当）は、病院長に事故があるとき、又は病院長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 病院部長会は、毎月第4木曜日（その日が休日に当たる場合は第3木曜日）に開催するものとする。ただし、議長が必要と認める場合は臨時に開催することができる。

2 病院部長会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（議題の提出）

第6条 病院部長会の構成員は、病院部長会の会議に議題を提出することができる。

2 議題を提出しようとする者は、議題とそれに必要な資料を、会議の開催される週の前週の金曜日までに、運営企画課長へ提出するものとする。

（分科会）

第7条 議長は、必要があると認めるときは、その都度病院部長会分科会（以下「分科会」という。）を置き所要の事項を審議させることができる。

2 分科会の構成は分科会長とし、構成員は議長が指名する。

3 分科会は分科会長が招集し、会議を主宰する。

4 分科会は構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 分科会長は、必要に応じ分科会の構成員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

6 分科会長は、審議の結果を病院部長会議長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 病院部長会及び分科会の庶務は、事務部運営企画課において行う。

附 則

この規則は、昭和54年11月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。